

平成26年第2回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成26年6月20日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 5 1 号 西郷村子ども・子育て会議条例
- 日程第 2 議案第 5 2 号 西郷村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 5 3 号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について
- 日程第 4 議案第 5 4 号 平成26年度西郷村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第 5 5 号 平成26年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第 6 議案第 5 6 号 平成26年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第 7 議案第 5 7 号 平成26年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 5 8 号 平成26年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 報告第 1 号 平成25年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について
- 日程第10 報告第 2 号 平成25年度西郷村事故繰越しに係る繰越計算報告について
- 日程第11 報告第 3 号 白河地方土地開発公社経営状況報告について
- 日程第12 議案第 5 9 号 福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）平成  
26年度施工西郷村甲子高原こども運動広場新設工事請負契  
約について
- 日程第13 西郷村農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第1 議案第 6 0 号 西郷村監査委員の選任について
- 追加日程第2 議案第 6 1 号 西郷村監査委員の選任について
- 日程第14 請願・陳情に対する委員長報告  
文教厚生常任委員会  
請願第 2 号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願
- 追加日程第3 発議第 4 号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 発議第 5 号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行なわないことを求  
める意見書の提出について
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第17 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第18 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第19 文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第20 除染業務委託に関する調査特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第21 閉会

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	参事兼 健康推進課長	皆川博三君
参事兼 商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	参事兼 企画財政課長	須藤清一君
上下水道課 専門主査	和知正道君	参事兼 学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	主幹兼 次長兼 議事係長 兼監査委員 書記	藤田哲夫
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

6月16日、12番上田秀人君の一般質問において要求された資料を配付しましたので、ご了承願います。

ここで、議案2件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加議案の上程（議案第60号及び議案第61号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました議案2件につきましては、日程第13の次に、追加日程第1、議案第60号、追加日程第2、議案第61号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第60号及び議案第61号に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたしますのは、西郷村監査委員の選任についての2議案でございます。

まず、議案第60号についてご説明を申し上げます。

地方自治法の規定により、監査委員の定数は2名となっておりますが、識見を有する者のうちから選任される監査委員につきましては、前監査委員の鈴木光明氏の任期

満了に伴い、空席となりましたので、後任に居川孝男氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

居川孝男氏は、昭和54年大学卒業後、税理士事務所に勤務され、平成元年に税理士資格を取得、平成4年12月からは有限会社イカワマネージメントサービス代表取締役並びに居川孝男税理士事務所代表として税理士業を開業されております。平成26年6月からは、東北税理士会白河支部長に就任され、ご活躍されているところでございます。

また、平成11年5月から平成24年5月までの13年間にわたり、西郷村商工会理事監事として、さらに平成18年10月から平成24年10月までは西郷村行政改革推進委員として、商工業をはじめとする本村行政の発展に大きく寄与されてまいりました。

人格が高潔であり、本村の財務事務の執行や事業の経営管理、あるいは財政状況を適切に判断し、行政運営に関しましてもすぐれた識見を有しているの、公正な観点で監査委員として村政進展のためご尽力をいただけるものと思料し、選任しようとするものでございます。

次に、議案第61号についてご説明をいたします。

地方自治法の規定により、監査委員の定数2名のうち、議員のうちから選任される監査委員につきましては、前任の徳田進氏の退任から空席となっておりますので、後任に高木信嘉氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

高木信嘉氏は、平成3年から6期にわたり議会議員としてご活躍され、ご尽力をいただいているところでございます。

高潔で温厚誠実な人格であり、信望も厚く、豊富な経験と、行政運営に関しすぐれた識見を有しておりますので、村民の代表者として公正な観点で監査委員の職責を果たせるものと確信し、選任しようとするものでございます。

以上、2件の議案につきましてご提案申し上げますので、ご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎議案第51号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、議案第51号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第51号「西郷村子ども・子育て会議条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第2、議案52号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第52号「西郷村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第3、議案53号に対する質疑を許します。

14番後藤功君。

○14番(後藤 功君) 議案第53号について質疑します。

これは徴税のことだと思うんですが、議案の説明も、私もちょっと1回聞いただけではわからないので、もう一度この議案についてちょっと説明をお願いします。

○議長(鈴木宏始君) 税務課長。

○税務課長(金田昭二君) 14番後藤議員のご質疑にお答えします。

今回提案しております白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてでございますが、これについては、さきに全員協議会での説明、また開会日当日、細部説明を申し上げたところでございますが、再度概要についてご説明をさせていただきます。

この広域圏で、新たな業務としまして、地方税法の規定に基づく組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること、という業務を加えるものでございます。

予定としましては、今年の10月から5年間の予定で進める予定であります。また、この組合市町村、広域圏に加盟している構成市町村全てが参加をして行っていくという考えであります。

あと、負担については、その滞納額割に対して、平成27年度からは30%、今年度については特例としまして40%相当を負担すると。あと、徴収金額割については、平成27年度からは70%の相当額、今年度については60%相当額で負担をしていくという考えであります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） もう少しかみ砕いて説明してほしいんですが、要は、市町村単独の税金滞納者に対する徴収をしているわけですが、広域圏で今度はその徴収に当たるといことでしょうか。

私は、この問題は、西郷村でも既に税務課で、村の職員以外にパートで雇って徴税業務に当たっていると。にもかかわらず、またいわばその屋上屋を重ねるような、広域にわたってまたそういう業務をやるんだと。私は、その経費の面からいっても非常に疑問であると。これが西白河郡の全てが一つの町村に合併したとなったら、それはそれでいいんですけども、何か都合が悪いことは今度は広域でやるんだとか、例えばごみ処理に当たって、ごみ焼却場をまとめてつくるとか、そういうことは一つ一つの市町村で整備するよりも合理的であるし、それはわかる。

しかしながら、この税金滞納者に対する徴収は、やはりこれは西郷村なら西郷村の人間が一番いわば内情を知っているわけですよ。そうすると、例えばもう本当に遠い矢吹町とか表郷の人が、こっちのほうへ来てどういうふうにするんだと。それ以前に、確認しておきますが、この西郷村の今の税金滞納者に対する徴収、パートで使っているわけだが、その実態を、何名今その業務に当たって、どれだけの経費をかけているのか、まずお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） お答えします。

現在、徴収嘱託員としまして、これは平成21年から実施をしておりますが、当時は4名体制で昨年まで行ってきました。今年度については3名体制ということで、1名を減らした形で取り組んでおります。

経費としましては、賃金で支給しておりますので、1人約250万円ぐらいの経費で、年間です。ですから昨年までは約1,000万円弱でしたが、現在16万円程度の月額で雇用しております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今3名体制で徴収していると。経費が1人当たり250万円、こういう体制です。

このことの是非は、私は前にもそういう集めるということで質疑した経緯がございますが、その日、私は何でその本来の税務課の役場職員がきちんと税務課としての体制でやっているのに、新たに徴収のまたそういう人がやるんだと、こういう質疑をした経緯がございます。

なかなか人手の問題とかそういうこともいろいろあるんでしょうが、基本的には、やはり役場の職員はそのために、税務に関してはすべからく税務課という一つの部署が担っているわけでしょう。そこへまた下請みたいなのを使って、いわば余計な経費を使って、その効果はどうなんだかわからないけれども、それなりにあるんでしょう。

しかし、聞くところによると、例えばこの折口原の徴収員が任についたと。しかし

この地元はやらないと。お互い、全然顔が知られていない別なところでやると。やはりやりづらいというか、取り立てだから、隣の人に来て、いや実は税金滞納しているのを納めてほしいんですと、何を言っているんだ、お前なんて言われる、恐らくそういうやりづらさがあるんでしょう。

しかし、そういうことで、何かいろいろな解釈でやっていて、いたずらに経費をかけている、そうしか見えないんですね。そしてそれ、今度の問題はまた違うんだけど、そういう実態があるにもかかわらず、今度は広域だと。その広域になった場合、この今の西郷村の3人体制というのはどういうふうに変化するんですか。それちょっとその辺。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 去年まで4名だったのを、今年広域圏で徴収業務を開始するという見込みがありますので、当面、今年度は3名体制ということで行いますが、来年以降、この業務の状況を見まして、さらに村の徴収員の方を減らせる状況にあるのか、その辺を十分今年度内に検証しまして、来年度以降、必要な人数を確保していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） そうすると、その辺がわからないんだな。では、まだ確たるそういう、こういうことで、税金をきちんと納めるためにこれだけの人員、今の現行で無駄をなくすとか、重複しないように、そういうことが今の説明では入っていないですね。これからやってみてということなんでしょう。

だからその確たる、要は私は、よって立つその考えとしては、やはりこれ最少の経費で最大の効果を挙げると、行政はね。そういう考えに立てば、あまりそういう重複したような、屋上屋を重ねるようなことはいけないよと。これは多くの識者、きちんとした人は皆そういう考え方でやっています。しかし、この西白河地方だけが突出して今回、会津のほうで何かやっているかもしれないけれども、福島県下では初めてというか、そういうことだと。

私もこれ、先ほど村長も、前身は市役所へ勤めておられて役人、白河の市長さんも県庁に勤務されたと。どうも体質的に役人のそういう体質で、とにかくお金しぼってしもべの人は、お前らとにかく代官様がお通りだ、きちんと納めろと。それは確かに納めるものは納めなければならない。しかしながら、今日のこの経済状況、いろいろな問題があると。

私もいろいろ、私自身がこれ開陳すれば、非常に税金の、もう毎年毎年払い終わったと思ったら、もう次来ますね。税金を納めるのがもう精いっぱいだと。実際の可処分所得、使える金というのは本当に税金を払ったら幾らもないと。そういうのが現状ですね。生活困難に陥った、あるいは事業がうまくいかなかった、いろいろな家族の事情、病気になったとか、いろいろな人間生活をしていく場合、さまざまなそういう障害が起きてきますね。そこにただ一律に、こういうわけだから税金を納めてくださいよと、一言で片づけられるか。それはそれぞれのいろいろな思い、そういう事情が

ありますよ。

私はやはりそれは税務課の諸君が、やはり仕事として、各そういう困っている人、事情がある人のその心情に寄り添って、どういう手当てをしてあげたら納められるようになるのかとか、一括で、たまった税金を滞納者が一遍には納められないから、では分割という道もありますよと、今も恐らくやっているでしょう。そういうやはり職員自体が、そんな下請に出したらわからないでしょう、それ。

納める人の苦労というか、全然わからないところで、ただ役所は使う側に立って、私らから見ると、非常に無駄遣いとかそういうのも垣間見られる。そういう問題をどうするんだと。

私は、この問題について一口に、これ物わかりよく納得できませんね。そういう必然性は全く差し迫ったこともない、既に西郷村は、私は、本来の税務課職員がきちんと仕事をすれば済むことだと思っていますが、しかしながら、西郷村では既にそういう体制でやっている。にもかかわらず、また新たに広域でやるんだと。よその自治体の行政能力の、自分でやれないから大勢でやればやりやすいんだと、いわばはっきり言って、差し押さえとか、誰しもこれはやりたくないわな。恨まれることだから。しかし、よその人に頼んでやってもらう場合は、何ら自分にそういう痛痒も感じないから、そういう便宜上非常に都合いいから役所側でそういうことをやっているのではないかと。あまりにもうがった推理かもしれないけれども、私、そういう面もあると。その辺をもう少し実際どうなんだか、もう一度説明をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） その徴収業務に無駄があるのではないかとということでございますが、現在、収納係3名体制で行っております。ですから、村内の滞納者、相当の対象者がございますが、職員直接みずからそれらに対応することがなかなかできない状況でございます。

そのために、日常の生活実態や、その働いている状況、その辺を嘱託徴収員の方に定期的に訪問していただいて、そこで生活実態があるのか。滞納されている方について、例えばアパートなんか暮らしている方についても、1週間に一遍ぐらいしか帰ってこないとか、そういう生活実態の方もございますので、そういう状況を日常的に把握しまして、それでも納税が可能な方については、その後職員が直接訪問させていただいて、納付相談とかを行ったり、あとは来庁してくださいということで相談に応じて、その後、職員によって分納誓約とか、あとは月額納めていただく額等の決定とか行った上で、徴収員の方に、また再度訪問させたりしている状況でございます。

職員については、ある程度日常生活の実態を把握した後に、直接その給与の照会とか、あとは財産の調査、要件の調査とか、そういう方面を重点的に職員のほうで対応しています。

現在も、県税事務所に対しては住民税の直接徴収ということで、年間を通じて県税のほうにお願いもしております。ただ、村が実際滞納処分をする場合にも、土地等の差し押さえはやっていますが、それを換価するまではなかなかできない。結局、生活



実態が見え過ぎてできないというのもあります。身近な状況にありますので、そういう状況もありますので。

ですから、今回広域圏にお願いするものについては、村外を中心に、村内と村外の滞納者それぞれおりますが、村外の方については、滞納税額の少ない額でもそれを対象にしていきたいというふうに考えています。（不規則発言あり）村外。固定資産とかは、村外の方は結構持って滞納されている方、それから、村内に住んでいたときに滞納していて村外に転出してしまった方、そういう方については、ある程度額の少ないところからも対象にしていきたい。村内については、ある程度一定の線を引いて対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） いろいろ説明ありましたが、理屈はいくらでもつけられると。要は、税金を滞納、目的はわかりますよ、それは。きちんと納めてもらうんだと。

私も、そうはいつでも、悪質な、十分税金を納める能力がありながら、ずるくて納めない人というの世の中にはいますよ、それは。そういった人たちには、やはりきちんと税の公平性からいって徴収してほしいと。そういう立場からするのは、それは思っています。しかし、ここの大半の善良な人は、そういうことがなくても税金を納めない立場に追いやられてしまうということが、社会情勢によって非常に翻弄されていますね。

私は、それはそれとしても、それ以前に皆さんが、全員の方がですよ、十分税金を納められるような経済状況に持っていく、あるいは社会のそういう仕組みを公平になるような仕組みをつくるのが、これ政治ではないですか。翻って、その政治はではどうなんだと。

今、西郷村は、ではその税金を取り立てるのはいいけれども、納められるような施策をやっていますかということ。非正規雇用者ではなくて、ちゃんと正社員として担税能力がきちんとある人をどんどん増やさなければならないでしょう。それには、やはり雇用の場をつくったり、新たな会社を創造して、従業員をどんどん雇うような会社を誘致したり、それが政治の仕事ではないですか。そういうことを怠っているながら、一方ではただ取り立てだけやると。これは非常に片手落ちではないですか。要は、税金を納められる、そういう能力のある人を増やさなければならないんです。それを全く行政は怠っていますね。

これ、もう日本の雇用状況を見ると、非正規雇用者が3分の1、間もなく半分になってしまう。社会を支える人間がどんどん減っているわけでしょう、コアになる人がいないんだから。そういう状況を、これは西郷村の行政だけを言っているのではないですよ。これは国家の政策そのものに私も言いたいんですが、そういうやはりきちんとした正社員としてそういう働く場を、もっと安定性のある職場をつくらなければならない。

しかしながら、もっと広義に捉えれば、世界はグローバル社会で、一つの価値観のもとで全部経済は動いて回っていますよ。だから、今その働き方をもっと自由にしよ

うとして、いろいろなそういうものをむしろ進めていると。そこにどういうことが生じるかという、やはり税金も納められない、あるいは年金も納められない、もういずれにしろ、これ年金問題も破綻していますね。もう納められる人がいないんだから。税金ですら精いっぱいだと。そういう状況を放っておいて、ただ税金を取ればいいんだと、徴収だと。私は、何のことはない、天下りというか、役所をリタイアした、あるいはその一部政治家の口利きによって新たな第2の職場を得たい人たちの救済機関なのではないですか。新しい新卒の人が何人いるんですか、そこに。こんなばかな話、私は到底理解できません。ちょっと偏った考えかもしれないけれども、斜めに見てね。

その趣旨は、ある意味ではわかりますが、しかし、もう少し足元からそういう、これ村長に言いたいんだけど、足元の経済状況を改善して雇用の場を確保する、一朝一夕にはできないのは私もわかりますが、そういう努力というのが全然見えていないんですよ。そして、こういう税金取り立てというか、そういうことばかりやっていると。これは西白河郡、県南地方の各市町の方々、私は本当に何を考えているんだと。いわばこれは弱い者いじめの最たる政策だね。昔の江戸時代の代官様がどんどん取り立てて、そういう発想とさほど変わりがないと。もちろん先ほど言いましたように、ずるくて、故意にそういう納税能力がありながらうまいことやっているのなら、それはやはりびしびしやるべきでしょう。しかし、大多数は私はそうは思わない。そこにやはり一つの合理的な徴収方法はもっとないのかと。その辺をもう少し、もう一度お聞きします。これはあれだな、村長に。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 質疑ですよ。一般質問みたいな話でしたね。納税がちゃんとできるように職業をつくること、これは当然です。今回の議案は、広域圏でそういった仕事をしていかどうかということでありますので、前段はその質疑だけにお答えしていきたいと思います。

もちろん、毎年決算になりますと滞納が問題になりますね。どのように対応していくのか。これまで議会において、皆さんその必要性を認めてきました。現在、屋上屋という話であります、屋上屋をしたってなかなかうまくいかない部分もある。

それはさっき言われたとおり、個々の状況、あるいはいろいろな状況を抱えているものが違うからです。やはり1対1、あるいはその事情をよく勘案する必要がある。だから時間も人手もかかるわけです。

そういう意味でやってきましたので、どのように対応するか。事例いっぱい今まで他の自治体、あるいは他の団体、そういったところあって、ここでも何件も議論してきましたね。小田原市の例、あるいは他の公共団体における連合のやり方、今回みたいな広域圏のこともあります。

そういったことを経て、私たちは実は村民、住民の代表です。村民というか、何を考えてどうやっていくか、税もみんなでお金を出し合って、そして共同の目的である、いい村にしていく、いい生活ができる、いいサービスが受けられる、そのためにお金を納めようではないか、これが税の仕組みであります。ですからそれをより完璧にや

っていくというためには、さまざま対応していかなければなりません。

事、この滞納額が多くなってきたときにどうするんだといった場合は、さっきのやはり仕組みをより細かに、より中身をよく見て対応していく必要があるわけでありませう。今回その必要性ありと判断して提案したわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） だから、私と考えがちょっと。それは村長の考えだろうけれども、私は、税金をきちんと納めてもらうという、その考えはもちろんそれは理解できるし、当然のことでもありますね。そのことにより合理性があるのかということなんですよ。また余計な経費をかけるのではないのと。

今までの成果が、では要するに、今までの税の徴収方法がだめだからということで、新たなあれをやるんでしょ。要は否定しなければできないです。今までのがきちんとなくなっていたら、そんなの必要ないんだから。

私から言わせれば、いわば自分の能力のなさを、今度はみんなで集めて、そしてやってもらうと。面倒くさいことはみんなでやれば楽なんだと。その気持ちはわかる。しかし、当事者、この市町村単位なんだから、そこできちんといろいろな困難な問題があることを、そこでやはり解決して、それが完結しなければどうしようもないでしょう。そんなのができないのなら、全部広域を合併すればいいんですよ。市長一人置いて。そういうことがないから、困ったときはいいように使ったり、私の考え方、ちょっと飛躍しているんだかもしれないけれども、それはあくまでも私はもう少し経費をかけない方法があるのではないのと。

では、西郷村の税務課職員が、それまできちんと本当に汗を流して徴税そのものに対して真剣に取り組んでいるか、甚だ私は疑問ですね。そういうことをきちんと手を尽くした暁には、どうしても超えられないそういう問題があるんだと。そういう私らに納得させるそういう材料が、今のところないと。ただ、そういう組織をつくって、いわばやりたくないことをみんなでやってもらったほうがいいのか、そういう感じですね。

これ、水かけ論というか、平行線かもしれないけれども、到底私のそういう思いからは、今回の議案は納得できないです。その辺もう一回よくお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 納得できないという話ですが、この滞納についてどう対応するかと、これまでずっと議会の中で何回もやってきましたね。そしてどうするかということをやって、（不規則発言あり）そして先ほど、そういう暁にはという話が来たらば、それは認めるという話でした。いろいろなことをやってきて、どれがいいのかということをしていろいろ考えて、今回そういう判断をしたわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 同僚議員からも毎回のよう、滞納をどうするのか、そういう一般質問、私もそれはわかります。もちろん行政をやっていくには税金が主体なんだから、そのベースになるものがなければ何もできません。それが前提ですよ。そ

ここにいろいろな、あるところには目こぼしをしたり、あるところには過酷な取り立てをする、それはいけませんね。私もそれは理解できます。

それ以前に、私はいろいろなことを申し上げたが、これはついでながら言いますが、例えば経済の原則に合わないこともどんどんやっていますね、これ税以外でも。西郷村の政策として。あのちゃぼランド、どうですか。老人に100円で入らせる。そんなのが商売として成り立つはずがないんだよ。これ老人の方、私、目のかたきにして怒られるかもしれないけれども。言ったってかまわないですよ。何万人集めたって、それは私は言いますよ。そんな100円で、あの経費からいって商売として成り立つはずがないですよ。

だから、私が言いたいのは、せっかく苦勞して集めた税金が、そういう当然支払える能力のある人にどんどん流れてしまうでしょう、金。これが問題なんだ。いくらそういう組織をつくって、村民から泣く泣く取り上げた金が、片一方、役場の懐に入ったらばらまき、ああ、ちゃぼランド100円に入れますよ、ああ、バスで迎えに行きますよ。何だ、実態はみんな毎日のように行っている人間がいる、年金150万円、200万円もらっている人が。これでは若い人はたまったものではないですよ。

それから医療費ね。医療費はちょっと困る。もう政府がまた、私もとんでもない話だと。日本医師会の圧力に屈して、毎年社会保障費1兆円がこれは自然増だと。何ぼ消費税を上げようが何をしようがもう足りない。実態は何だと。年寄り1割の自己負担で、帰りには背負いかごに背負わせるほど薬を出してやる。4万円、5万円、10万円ですよ。それをみんな、この働く世帯が背負う。

そういうことを放置して、なけなしの生活も困るようなところから取り立てたって、そのバランスを考えなさいと私は言っている。そういう思いをして行政やっていますか、この西郷の首長さん方は。非常に私は現実の問題を見ない姿ではないかと。

これ以上言ってもかみ合わない。わかります。しかし、そういうことも、行政をあずかる執行者は、そういうバランスを考えながら、そういう思いをして納めてもらうんだから、そういうばらまきではなくて、本当に実のある、そういう予算で使ってもらいたいと、このように思います。

以上で私は質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番藤田です。

議案第53号について質疑をいたします。

まず、この滞納整理に関する事で、要綱的なものはあるのかどうか、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 4番藤田議員のご質疑にお答えします。

今回、この滞納整理事業を実施するに当たり、要綱等はあるのかということでございますが、移管に関する基準につきましては、今後、事業実施が10月から予定して

おりますので、それまでには作成する予定でおります。

ただし、これについては公にするものではなく、職員の事務の手引的にするもので、人事異動等があっても、その取り扱いに大きく変更等を生じさせないように定めようとしております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 設置に当たり、まだ要綱はつくられていないということですが、要綱がないのに我々は何に、どこに賛成していいのか、この滞納整理機構は何をするのか、どの辺までの権限を持っているのか、どういった事案が滞納機構に移管してやられるのか、どういう人たちを対象、さらには滞納金が幾らとか、そういったことが、ある程度の目安がないと、先ほど14番議員からも出されましたけれども、滞納している方はいろいろな生活をして、厳しい状況でやっている方もたくさんいます。悪質な、お金があっても払わない、あるいは能力があるのに払わないということもあるので、そういった要綱がわからないと、ちょっと時期尚早というか、賛成はできないのかなと思います。

先ほど課長のほうから、村外の方で滞納している方を中心で行うということですが、それでも全然わからないよね。課長の話だけであって、要するに、西郷村から手が離れてしまうわけであって、そういった意味では、これは公表しないと今言われましたけれども、いろいろ私もネットで全国でやられているのを見ますと、いろいろ基本方針なり要綱なり、一定のことは出ているんですけども、そういったことがわからないでこれを論じることは、私はできないのかなと思うんですけども、先ほど村内、村外の話が出ましたけれども、そのほかにどういった方を予定しているというか、課長、わかる範囲でお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 今回、この広域で行う滞納整理業務に移管する対象者の範囲ですが、現在想定しておりますのは、昨年9月の決算の監査の意見書の中に、27ページになりますが、そこに滞納件数調書というものを記載させていただいています。

その中で、村内、村外に分けて、200万円以上の滞納額がある村内の対象者が38人、村外が6名。それから100万円から200万円までが、村内が65名、村外が11名。それから50万円以上100万円未満というのが、村内が136名、村外が29名。そのほか少額の滞納者は数多くおりますが、ここで当初想定しているのが、村外の方でしたら、例えば50万円以上の方を対象にしたいと。そして、村内ですと、100万円以上で分納誓約とかにも応じてもらえないとか、ある程度資産とか年間の収入があるにもかかわらず、納付が実績がないとかいうのを抽出しまして、庁内で関係各課等との会議を持ちまして、対象者の選定をしていくという考えでおります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今課長から説明があった人たちは、どちらかといえばいわゆる悪質な納税者というか、そういったことで聞き取れますけれども、こういった事案は西郷村だけなのか。この要綱ができていないということ言われていたので、広域全体の同じ要綱の中で、そういったこの金額にしても決められているのかどうなのか、お聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） お答えします。

その金額等については、広域圏では一律には定めません。各市町村の事情もございまして、その滞納、例えば鮫川村なんかはほとんどなくて、対象者が実際いないところもありますし、その地域によって、市町村によって、その金額がまちまちですので、金額は定めませんが、それ以外の対象に該当する方の範囲については、一定の標準的な基準を広域圏で定めまして、それを各市町村がその実情に合わせてある程度調整をしながら定めていくという考えでおります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） この移管する案件ですね。案件は、税金でもいろいろ種類ありますので、全てのものがその対象になるのか、それとも住民税、固定資産税ぐらいなのか、その辺は決まっているんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 現在予定しております税目につきましては、住民税、固定資産税、それから軽自動車税、それと国保税の4税目を予定しております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 国保税まで入っているということなんですけれども、国保税の場合、ご存じのように、所得がなくても、減免制度はありますけれども、ある程度はもう全ての人が国保税というのは納入しなくてはいけない。生活保護者は別にしても。

そういった関係で、先ほど来出ていますけれども、今大変な厳しい生活状況の方がたくさんいます。そういった方を、こういう滞納整理機構に移行した場合、もう滞納整理機構は4人体制という説明がありましたけれども、すぐこれはもう差し押さえが目的なんですよね。有無をも言わず。そうすると、この村から離れた滞納者は、もう何も手当てがない。相談する場所もない。分納で納めたくても、そういうのもきかないというような状況が生まれてくるように、全国的に見ると、そういった体制が見られますので、それと、国保税と軽自動車税ですか、これは入れていないところがほとんどのように私思われるんですけれども、そういったことはもう決まっていることなんでしょうか。この今4税、課長のほうから出されましたけれども、この税の種類はそれで決まったことなんでしょうか。お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 今までの広域圏での会議等におきまして、対象とする税目はこの4税目という話はしてまいりました。

時効まで、税については5年間の期間がございまして、その期間で収納できるかとい

うことで、税のほうを対象にしていまして、保険料といわれる介護保険料や後期高齢者医療保険につきましては、2年間で時効を迎えてしまいますので、ですから滞納、現年から滞納のほうに移行して、停止等をしない場合は、もう1年過ぎてしまうと時効を迎えてしまうと。そういう状況にありますので、料のほうについては、今回対象にしておりません。そういう状況です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いずれにしても、これからはこういった会議が持たれるかどうか分かりませんが、国保税とか軽自動車税ぐらいは抜くべきではないのかなと、私は思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 53号に対する質疑をいたします。

ただいま税務課長さんからの説明を聞いていますと、これ調達するのに、調達費をかけないで調達できる方法があるんですが、それ考えたことありますか。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 16番室井議員のご質疑にお答えします。

費用をかけないで徴収する方法があると言われましたが、私のほうでは、ある程度の経費は必要不可欠だと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは調達をする執行、行政執行ですね。この調達する行政執行者は誰なんですか。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 賦課決定及び徴収業務につきましては、市町村長名で実施しております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 私が聞いたかったことはそれなんです。現行の制度については後から聞きますが、行政執行の最高責任者というものは、村長一人しかいないんですよ、村長一人しか。これに、これだけの職員の皆さんがおられますが、職員の皆さんは、村長の命令によって動いて執行しているだけであって、その執行する、その最高責任者は村長なんです。村長が80万円ずつ毎月毎月もらってあるという、税金1銭も徴収しないというのはどういうことなんですか、これ。村長がやるべきなんですよ。

これは、税収というものは、西郷村村財政の心臓部に当たるんですよ。これがなければ何もできないんですよ。村長給料も80万円もみんなここから出ているんですよ。それがなかったら、村長のところにもいかないんですよ。そうした場合には、職員任せ、他人任せにしていなくて、村長みずからかばんを持って歩いて税金徴収に当たったらいいのではないですか。それを全然やらないで、ただただ何もしないでふんぞり

返っていて職員にだけ任せておくという、どういうことなんですか、これ。説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 16番、休憩の時間なので、答弁は休憩してからでいいですか。

○16番（室井清男君） いいです。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第53号に対する質疑を続行いたします。  
16番室井清男君の質疑に対する答弁を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 室井議員の質疑にお答えします。

私も税務行政の責任者として、かばんを持ってかどうかは別にして、仕事をやっているところでございます。

○16番（室井清男君） いま一度、いま一度答弁してください。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、私の質疑に対して、村長答弁がよく村民に聞き取れないところがありましたから、いま一度答弁してくださいということを言っている。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 聞き取れないということですか。

○16番（室井清男君） はい。

○村長（佐藤正博君） 仕事をしているかと。かばんを持って村長が仕事をやったらいいたろうというお話でしたので、私は税務行政の責任者として、かばんを持って歩くかどうかは別にして、仕事はちゃんとやっているつもりでございますと、こうお答え申し上げました。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今までずっと私も長く務めておりましたが、村長さんがかばんを持って税金を集金に来ましたということ一度だって聞いたことないんですよ。これは、本来であれば、村長が集金して歩かなくてはならないんです。そいつをやらないうらば、どの法律に基づいてやらないんだか、それを説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員も長いので、地方自治の仕組み、あるいは組織、あるいはこの専決できる、いろいろなことがあって今機能しているということはお存じだと思います。もちろんこの地方自治法にのっとってやっているつもりでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） この市町村長の責務というものは、全部あるんですよ、市町村



長には。

ずっと前に、泉崎の村長さんでしたか、あの村長さん、私は業務が終わると各区長さんのところへ配り物を配付していかなくてはならないから、私は家へ帰るのが夜中になるんだか、明日の朝になるんだかわからないということを、よく言っていました。

市町村長はそのくらいまでやらなくてはならないんですよ。それを西郷村長が税金集金に来ましたなんていうことは、ただの1軒だってありますか。やったことあるんですか。それ説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議案は、収納を広域でやろうと、そういうことです。

前段だということで私聞いているんですが、やはり、事そこに早く集結していきたいと。私が税務のいろいろなことをやっているかと、あまり今おただしのように具体的に臨戸を訪問してということはあまりやっておりません。必要な場合はやりますけれども、現在はそういう税務課、あるいはこの関係の部分でやっているわけでありませぬ。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま村長の説明にありましたように、税務課、人任せにするから、その分だけ経費が余計かかるんですよ。税務課長、調達費用がかかると言っただけでしょう。それを任せるからそういうことになる。村長自身がやれば一銭もかからないんですよ、これは。

また、村長が集金に歩かなくてはならないようなその方法を、村長はとっていないんですよ。とっていないければ、集金に歩かなくて村民が持ってくるんですよ。持ってきたら一銭もかからないでしょう、これは。そういうことをやっていますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 何と説明していいのか、困りましたですね。

税務行政は、おただしのように、やはりこの2万人の人口があって、そして組織をつくって、そして事細かにやるということになっています。もちろんそのためには、先ほど申し上げたとおり、この納付書を発行してすぐに納めていただける方が大半でございませぬ。しかし、いろいろな事情があってできない。そして滞納がかさんでくる。これはゆゆしき問題である。どのように対応するかといった場合は、今回のような手もとったほうがいいと、私はそう判断しています。やはり事は丁寧にやる。しかし、通常は、国民の3大義務でございませぬこの納税、やはり私は選挙で、あなたが村長をやいなさいということで、今やっているわけです。これは村民を代表してということになりますので、地方税法、あるいは西郷村の組織、これを総動員してやはりそういったこの（聞き取り不能）に当たるのが当然であります。

大体はこの趣旨を理解して、そして義務を果たしていただく方がいっぱいいるわけでありませぬ。しかし、そうはできない部分があって、事情はいっぱいあります。それに対応するために、こういったこのシステムを動かす、これも必要だというふうに判断しているところでございませぬ。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長は、自分の非を認めようとはしていないんですよ。

いいですか、一つの例を申し上げますれば、今度の連休明けでございましたが、連休明けに、これは名前は申しませんが、自分、出かけていったんですよ。そしたら風邪を引いたと言って寝ていたんですよ。風邪を引いて寝ているんだったら、お医者さんに行ったほうが安いから、乗っけていくから行こうと言ったんですよ。全然行かないんです。それでしつたらむつたらしていたから、そしたら、よく聞いてみたら、保険証がないんです、健康保険が。保険料を納められなくて、保険証がないんですよ。それだから、行くと言えない。

それを私は知ったときには、これは悪いことを聞いてしまったな、こんなことは言わないほうがよかったなど、こう思ったもんですから、私はあそこのベニマルのところのそばの大きな薬局へ行って、風邪引きの薬を買ってきて、持って行って飲ませてあげたんですよ。こういうことがあるんです。

先ほど来から、税金を納められる方は納めているんです。納められない方は納めないんです。それで、納めている方は、納められるような条件があるから納められるんですよ。納められない者は、納められないような条件にあるから納められないんですよ。村長、それでしたら、それでは、今組織をつくって集金しようとしているんですが、集金に行ったときに納められないという方が必ずあるんです。そういうのがあったとしたら、村長どういうふうに対応しますか、これは。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この話、もうずっと前からやっていますね。どうこれをお聞きになったかわかりませんが、私も徴収班をつくるときに、今の話、全く同じ話からスタートしました。この3大義務である税を納めること、納めたお金をどう有効に使ってこのサービスを展開していくか、これがこの地方自治体の義務であります。

そうしたときに、この納税の義務を果たせる人は問題ありません。果たせない人をどうするか。結局、それは事情はいろいろあるわけです。事情をよく調べて、そして、どうしてもできないといった場合は、これは不納欠損処分、もちろん事情をよく検討して、税法上の対応をする。それから、それでも足りないといった場合は、やはり国民、あるいは村民の相互扶助がある。いろいろなところが応援します。親兄弟、近隣、そして社会福祉団体、あるいはボランティアの方々、しますね。それでも足りない場合は、公的な援助する、例えば生活保護法、あるいは各種減免制度、あるいはいろいろなことがあります。

これらを全てクリアするということは、並大抵の努力ではなかなかできません。事情をわかるためには。そのために時間も人もかかるわけです。私が全部1軒1軒聞いてやるわけにはいきません。よって、この組織を使う、人を使う。そういったこの社会のボランティアな気持ちを持っている人の応援をいただく、これが世の中でありまして。

それをやっていったときに、なかなか納税がうまくいかなくても、滞納で、先ほど課長からお答えしましたように、なかなか多額であったり、いろいろな事情であった

りということをやはりもっと細かくやらないと、この滞納は整理できない。よって、今回のシステムを使うと、それが一番いいだろうというふうに思って、そして提案しているわけであります。

ですから、世の中というのは、そう簡単にばっさりというふうにやっていいわけではない。やはりどこに問題があるのか、どう温かい手を差し伸べるか、これも税務行政の大きな仕事であります。それを含めて今やっているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま村長が申されたようなことは、こんなことは子どもに聞かせる話ですよ。大人にはこんな話は通用しません。

いいですか、一つの例を挙げれば、白河の市長は、震災があってから3年間、18社という企業を入れているのではないですか。それで白河市民の働く場所をつくって、そしてそこで働かせる。それで働いたやつが生活費になる。税金が納まる。健康保険が納まる。全てが納まっていくんです。

村長は、12年間かけて会社一つできないのではないですか。何もできないのではないですか。12年間かけて、そのように村民が働く場所をつくって働かせて、そして、そこで村民が働いて収入があったとしたらば、税金なんか、切符を発行しただけで、本人がすぐに役所まで持ってきますよ。それをできないような条件を村長はつくっているんですよ。

それだから、村長が12年間かけてやった仕事は何だといったら、税金を払えないような村民をつくった。健康保険を払えないような村民をつくった。お医者さんにかかろうとしても、お金がなくてかかれないような村民をつくった。それ以外に何も無いから、結局こういう結果があらわれるんです。

これ、どんどん村長と同じような収入を村民みんなに与えてごらん下さいよ。村民は持ってくるなといったって持ってきますよ。そうした場合には、調達費用を一銭もかけなくたって、何ぼでも税金徴収ぐらいできるのではないですか。

それを、何にもやらないようなことをつくって、そして税金滞納したから強制執行します、人間の生命にかかわる健康保険証を、保険料を払えないから取り上げます、そういうことに遭わせている張本人は村長ではありませんか。

西郷村民というものを考えたならば、村長は常に自分で言っているのではないですか、村長という仕事は村民の生活、経済を守るんだ、生命、財産を守るんだということを言っているのではないですか。それに裏腹な逆な行為をやっているのではないですか。

毎月毎月村長は80万円もらっているでしょう。それを村民にみんなそういうふうには80万円ずつもらえるような制度をつくってみなさいよ。そうすれば、税務課でこんなことを頭を悩ませて考えなくたって、調達費用一銭もかからなくたって、税金はどんどん入ってくるんです。何でそれをやらないんですか。

それで税金を払えというなら、ここで村長に改めて聞くけれども、それでその方たちの税金を、どこから持ってきて払いなさいというんですか。健康保険をどこから持

ってきて払いなさいというんですか。それをはっきり説明してくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 何か選挙の時の話と同じになりましたね。選挙でそんなことを言っている人がいました。何もしないとか、そういう看板を上げたり、企業を全然持ってこない、何か誰かが書いていましたね。そういうことがあって、私もあのときは少し反応しましたね。やはりこの新設増設があって、何人雇用がありましたと、でも、今その話ここで出てくるとは思わなかった。私はさっきから説明申し上げているとおり、やはりこの（不規則発言あり）選挙の話、今されたのは議員ですよ。（不規則発言あり）

税は、だから税法にのっとって、そしてちゃんと課税と納税の仕組みができています。そういうことで、そのためには、そういう納税できるような条件をつくる、当たり前です。当然だと思う、私も。それをやりますよ。

ですから、そういうことが前提としても、なおかつ滞納ということが出てきていると。そして、それをよく調べないと、それをどういう方法でこれを調達するかと、調達というより、徴収というか、納税していただくかということをやったり考える、その手だてをしてやるわけでありませう。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、議長に申し上げますが、村長は、私はその払う税金、払う健康保険料、どこから持ってきて払うんですかということを知っているのに、それに答えていないんですよ。それだから、議長のほうから質問者に対しての答弁をきちんと答弁するように指示をしてください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前11時36分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時38分）

○16番（室井清男君） 今、整理組合をつくって税金徴収に当たるんだと言いますから、その整理組合をつくって税金徴収に当たったときに、滞納者に対して、その金をどこから持ってきて整理組合に払うんですかという、そいつを今村長に聞いているんだよ。それに対して、ここから持ってきて払いなさいと一言だって言っていないでしょう。

それと、ただいま議長から、この質問をちょっとなんていう話がありましたが、この質疑を止めるならば、地方自治法112条、会議規則16条の規定に基づいて要求してくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） ただいま議長が申し上げたのは、現在53号整備組規約の変更についての質疑をしているわけなので、今まで16番のおっしゃる、ある程度税に対するご認識と、前段だろうと思ってずっと私も伺ってきたわけで、それをもうそろそろ53号の質疑というふうなところに戻っていただければというふうなことをお願い

したわけなんで、十分にその辺は16番議員においてもご理解いただきたいと思えます。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 私が今聞いているところは、その趣旨に基づいて聞いているんですよ。税務課長から、そこに調達費用が、かなりの額面をもって調達費用がかかるから、その調達費用をかけないようにするには、村長がみずから歩けばかからないんだということ、そいつを言っているんですよ。そいつもやろうとしないのではないですか、あの手この手で言って。そして、村民にまるっきり被せるように、税金を払わないのは村民が悪いんだ、健康保険を払わないのは村民が悪いんだというような話をつくり上げているから、私はそれに反論しているんですよ。

ですから、私が今ここで発言していることを停止するというならば、私が申し上げたとおりに、自治法の112条と会議規則16条の規定に基づいて処置をしてくださいというふうに、これ議長に申し上げるのも当然でしょう。

○議長（鈴木宏始君） あくまで私は停止をするというふうなことの意味で申し上げていませんから、理解してください。

○16番（室井清男君） わかりました。それで、その答弁だけ村長にさせてください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どこから持ってくるんですかというお話ですね。やはり税は担税力と、それから賦課と、いろいろなことを勘案して今やっているわけです。そうしますと、その担税力の中身においてそれを捻出するというふうしかないわけでありまして、やはりそれは今度、納税者のマネジメントの中に入ってくるわけですね。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 課長の説明では、組織をつくって、そして組織でもって徴収するんだということを言っているんですよ。組織をつくって徴収に当たったにしろ、徴収に行っても徴収ができなかったとしたならば、これはやはりそこにかけたその費用というものが無駄になるんですよ。恐らく今日1日歩いたけれども、一銭も集まらなかったというような、こんなことをやるべきことではないんですよ。今日1日歩いてきたら、これだけの成果を上げたんだということをやらなくてはならないでしょう。それを村長に詰めていけば、村長はそこを明確にしないんですよ。村民だって、いくら税務課でもって組織をつくってそいつをやるんだというならば、これは私はいいいことだとも思います。

でも、その前にいま一度課長に聞きますが、現行の状態の中では、この税金を徴収することはできないんですか。そいつを課長、その組織をつくらなくても、馬鹿に金がかかかりますから。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 現在も、税の徴収業務につきましては、職員、そして徴収員と力を合わせて努力はしておりますが、なかなか現段階よりもさらに収納率を上げる

という状況には至っておりません。

ですから各税目ごとに、国保税ですと現年分で89%で、村民税についても、個人の場合90%ちょっとといったような状況で、ですからそれをさらに収納率を上げたいと考えていますが、なかなか限界があってそれ以上伸ばすことができない状況もあります。

そういうことで、滞納額を減少をさせるためには、やはりいろいろな手段を講じて、一つの方法で全部完納というわけにはいきませんので、いろいろな方法を組み合わせた中で、それぞれ納税者に対してお願いをしていかなければならない、そういうふうを考えております。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） どうも一番気になるのは、その組織に対しての負担金があまりにも大きいから、それだから、そのところが一番気になるんですよ。それだから今聞いているんですが、ここでそれではもう一回聞きますが、税金収納に当たって法的手段を講じたのはどれくらいありますか。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 今ちょっと件数等については資料を持ち合わせておりませんが、滞納者との交渉の経過の中で、いろいろ交渉しまして、その中で分納誓約等を取り交わしたり、あとはさらにその分納誓約が履行できないというものについては、その先に今度処分ですね、滞納処分という形で進めております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは法定執行官の手によって徴収するというふうになったら、これは負担金はかからないでしょう。その辺はいかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 地方税については、村が賦課、そして徴収をしております。

地方税法や国税徴収法を準用しまして、村の税務職員が村長からの委任を受けて、徴税人という辞令をいただいて任命されておりますので、税務職員がみずからそれを執行することは可能でございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今課長さんに聞いているのは、法定執行官の手によって徴収するという事になれば、これは負担金かからないんですよ。それだから、そういう方法をとれるのに、そういう方法をとらずに、この組織をつくってやるんだということは、村長は税金徴収を、表に出るのが出たくなくて、それを隠れみのにして、その中に潜って、これは町村会と西郷の議会がやったんだというようなことにやられたのでは、これは困るんですよ。それだから、それに触れないようにするには、一番いいのは、法定執行官の手によって徴収されるということは、これは一銭もかからないんですよ。そして徴収が確実にできるんです。誰にも傷がつかないんですよ、これ。だからそういうことを課長さん、考えたことがございますかということ。（不規則発言あり）

- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 司法権の中でそれができないんでしょうかという。  
議長。
- 議長（鈴木宏始君） どうぞ。
- 16番（室井清男君） 今我々が、これ、村長は三権分立よく知っているんですか。今我々が今こうしてやっているのは、これ行政権なんですよ、行政権。それを司法の中に入れて、司法権の中で処理をするということになれば、これは全部国の負担なんですよ。警察は行政権ではありませんか。私が言っているのは司法権だ、裁判所ですよ。司法執行官ですよ、裁判の決めたことによって執行するということは。それだから、これを裁判に訴えていけば、裁判所がちゃんと差し押さえなり何なりをきちんとやって、やはり収納できるんですよ。
- 議長（鈴木宏始君） 税務課長。
- 税務課長（金田昭二君） 地方税については、裁判所等への申し立てとかそういうことは想定しておりませんので、市町村みずからそれは執行できることになっておりますので、民事訴訟とかで民事間の争いがあるって裁判所で裁定するのはございますが、村が直接裁判所に申し立て等はしておりませんので、よろしくをお願いします。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 課長、そこまで言うんだったらば、これは村長名で民事訴訟法によって訴訟を起こして、これやれば、組織の負担金のことはかからなくて済むのではないですか。
- 議長（鈴木宏始君） 税務課長。
- 税務課長（金田昭二君） 村では、法令に基づきまして事務処理を進めておりますので、裁判所への申し立てとか、そういう案件にはちょっと、裁判所自体もそこまでの事務を処理できるほどの余裕はないかと思っています。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） これは行政訴訟法に基づいて、裁判所に損害賠償請求訴訟を起こせばできるんですよ、これは。それでは、それをやると、村長に傷をつくのが大きくなるから、それをやめて、こういう組織の中でもってやっていこうという、そいつは自分ではよく知っています。それだから、あまりにもただその町村会に負担する金、これは全額でどのくらいになります。これ全部徴収するの大変でしょう。やはり徴収した金、みんなそこにきれいにかかってしまうのではないのでしょうか。そんなことが心配されるんですが。
- 議長（鈴木宏始君） 税務課長。
- 税務課長（金田昭二君） 広域圏でのその事務事業を実施するに際しまして、4名の人員を確保しまして対応するというのでやっていますが、年間で約4,000万円程度の経費を見込んでおります。ただ、今年度は10月からということで、2,000万円から2,200万円程度の費用と考えております。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これ、年間通じて4,000万円という金は大変な金ですよ、これは。それが今年だったら、今年1年でその4,000万円できれいに滞納整理ができるのかといえば、これできなくなるんですから。では、そうした場合には、今度は次年度にまたあれでしょう。そうすると、これ2年間もやったら1億円もかかってしまうことになるのではないですか。それでは、それを全くかけないでやるとなったら、村長みずから税金徴収に歩けば、一番かからないんだ、一銭もかからないんだ、これは。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） ただいま申し上げましたのは、広域圏全体の経費ということでお話ししましたが、西郷村の負担としましては、滞納額割、これは24年度の滞納税額が5億7,000万円程度ございまして、それに対する負担としまして118万円、あとは徴収実績割として残りの額が、現在の試算ですと170万円程度、全体で300万円弱ということで、滞納が5億7,400万円です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これはこれで、いつまでやっても、とてもこの佐藤正博という執行者に対しては通用しないようですから、この辺で私は終わりますが、ただ、ここで申し上げたいことは、取るならば取るような方法をとって取ってくださいということと、それから、この徴収をめぐる自殺者が出たり、あるいは犯罪者が出たりしたのでは、それは困りますから、その辺を十分気をつけてやっていただきたいと思いません。

これから詰めていけば、ないところを取るというんですから、これ自殺者が出ますから、もうないところを取られるというのは、死ぬよりほかにありませんから、自殺者が出ます。それが出なかったら、犯罪者が出るんです。ですから、そういうことに十分配慮しながらこの方法を進めていただくことを望んで、私の質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） ただいま広域圏に移管する案件という話ですが、換価に適した財産がない方とか、生活困窮者については、移管の対象とはしておりませんので、それは村が丁寧に相談に応じて対応していきますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、同僚議員の質疑を聞いていて、何点か気になる点がございましたので、質疑をしたいなというふうに思います。

私も、まず1点目として気になったのは、5月29日、この場において全員協議会が行われて、その中で、この組合関係の規約についての説明をいただきました。そのときに、引き継ぎ要綱を作成するという説明がございました。ですから、今回議案として出てきたときに、資料としてその要綱がつけられているものかなというふうに考えておりました。しかしながら、今回の議案書の資料の中にもそれがございませんでした。



先ほど4番議員のほうから質疑がございまして、10月までには作成するんだと、さらには職員の事務手引として活用すると、職員の人事異動に伴うときには引き継ぎはしないものとするというふうにご答弁がございました。そのもろもろの答弁の中で、担税能力のある者、また換価できる財産を有する者に対して引き継ぎをしていくというご説明なんですけれども、そういったものに対して引き継ぎをするという中で、なぜ、では要綱を今回提示できないのか。つくらなかったのか。その理由をお示しいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 12番上田議員のご質疑にお答えします。

なぜこの議案を提案する前に要綱等を策定していないのかということでございますが、組合のほうでこの事業をやるということになれば、各市町村の担当課長が再度集まりまして、その中で対象事案の調整を行っていくという予定であります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今議会の議案を見ている、幾つか気になる点がございまして、この今議案の中でお話しします。

組合で実施をするというふうにした段階で要綱をつくっていきます、そういう気持ちでこの議案を出されているんですか。市町村圏でお話をし、市町村圏の中でこの組合を立ち上げましょうよという話をし、では西郷村ではどういう要綱のもとに市町村圏にお願いをする、そういう考えのもとにやるべきなのではないんですか。全くもって、これは逆ではないですか、案件が。私はそう思いますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 基本的な要綱自体は広域圏のほうで調整して作成はしております。ただし、その中で、対象となる滞納額等については、先ほども申し上げましたが、各市町村の状況によって、西郷では例えば100万円以上と制定するかもわからないんですが、ほかの町村では50万円以上でないとか、その事情がございまして、それらを今後調整した上でその辺は定めていきたいと。それ以外について、基本的な移管する基準については、もう既に意思統一は図られておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 基本的なものは広域圏で作成をすると。個別の事情に関しては各市町村で整理をしていくということで、今答弁なのかなというふうに理解をしました。

しかしながら、市町村が村の人のために先にそこを整備すべきだと私は申し上げている。それがあってこそ、この組合の話になってくるのかなというふうに思うんです。ですから、先ほど申し上げましたように、まさにこれは話の内容が逆だなというふうに思います。

それと、基本的なものを広域圏で作成をするということで、非常にもう一つ気にな

るのは、その負担割合の部分のございましたよね。平成26年に関しては特例措置で40%の60%と、平成27年以降は30%の70%という割合で計算をしていくような話になっていますけれども、ここにもやはり私は問題があるなというふうに思うんです。広域圏で動かしていく中で、この部分が暴走するのではないかと思うんです。いわゆる暴走すると言うと変な言い方になりますけれども、いわゆるこのパーセンテージがあることによって徴収率を上げようとする、そのことが、いわゆる先ほど税務課長が示されたように、村内の方ですと100万円から200万円未満の方、村外の方は50万円から100万円以上の方が引き継ぎされますよという話をされましたけれども、そういう説明をされましたけれども、そこに歯止めがきかなくなる可能性がある。ですから、組合に移行する前にこの要綱をきちんと示すべきだなというふうに考えますけれども、再度伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 12番、答弁は休憩の後でいいですか。

○12番（上田秀人君） はい。わかりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第53号に対する質疑を続行いたします。

12番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 12番上田議員の質疑にお答えします。

今回議案を提案させていただいていますが、この提案に際しまして、要綱等を全て整備した上で提案すべきではないかのご質疑だったと思いますが、村単独の事業であれば、それらを全て提示した上で説明させていただきますが、今回の議案は広域圏という構成市町村全てが提案している案件でもございます。それで、これらについては、取り扱いの要綱等も素案では持っておりますが、構成市町村の最終的な協議を了した上で公表できる部分と、あとは内規で持つ部分、それらを整理していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま答弁をいただいたんですけれども、私が言っているのは、議案として提出をするに当たっては、その内容がきちんと見えるものでなければ我々は判断はできませんよということなんです。そのことを言いたかったんです。そのことが、ここで言っても、恐らくないものはないで示せないということで、この場で判断をしていかなければならないのかなというふうに今理解をしております。そういった中で、私も私なりの判断をしたいなというふうに考えます。

若干議案からずれますけれども、1点だけ、一つ申し添えたいことがございます。

西郡、東郡での構成市町村の中で、この組合を立ち上げていくと。その中で職員を4人の方を出すということですよ。そこにも私はある種不公平感を感じる。言っている意味わかりますか。例えば西郷から1人、白河から1人、鮫川さんから1人とかと、こう出しますよね。出せなかった市町村は、ではどうなのかなど。その出すに当たっても、例えば変な話ですけれども、給料の高い方をここに出してしまえば、出したほうの市町村の負担というのは若干減りますよね。そういったところもやはり不公平感があるなというのを申し添えておきたいと思います。本来であれば、この組合できちんと職員を雇って、その中でやるべきではないかなというふうに申し添えて、私の質疑を終わります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 答弁はいいですか。

○12番（上田秀人君） はい。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 討論を行います。16番。

ただいまの議案審議の中で、どこから金を持ってきて税金を払うんだということに対して、明快なる村長答弁はないんですよ。こういう議案をこのまま賛同するわけにはまいりませんので、反対いたします。

○議長（鈴木宏始君） 賛成討論ございませんか。

10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 10番、賛成討論をいたします。

私は、村議会議員に平成15年になりまして、一番先に一般質問をいたしましたのは……（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 気がつかないです。（不規則発言あり）

大変失礼しました。それでは、答弁席で発言をなさってください。

○10番（白岩征治君） 議案第53号について、賛成討論をさせていただきます。

私は、平成15年に村議会議員になりまして、一番先に一般質問をした経緯がございます。そのときに、この税金滞納と、それから不納欠損についてお伺いしております。それから11年ほどたっても、いまだにこの税金滞納の収納がとり行われていないと。

当時考えてみますと、約3億円ぐらいありました。不納欠損も2,000万円程度ございまして、それから今回、平成24年度のこの決算書を見てみますと、一般会計で3億3,000万円、それから不納欠損として1,700万円、それから特別会計の収入未済額は約1億9,000万円、それから特別会計の不納欠損が2,800万円という、大変毎年このように増えております。

そういうものを、今まで本当に一生懸命収納班をつくって徴収しておりましたが、なかなか収納が上がらないと。それはどういうことかという、やはり地元の人が地元の税金の徴収をするというのは、大変本当に違和感がありまして、いろいろな気遣いをしたりして、無理なこともできないというようなのが現況であります。

そういう中で、我々総務常任委員会といたしまして、平成23年ですか、四国の四万十町に、この一部組合の件について研修に行った経緯があります。そこもやはりこの整理組合という組合をつくって、5年計画でやりましたところ、大変税率がよくなりまして、ほとんど滞納がなくなったというような経緯がございます。そういうことを、私どもが研修して身につけたこと、それが今回ようやくこの西郷村、この白河地方広域の中でも、このように本腰を入れてきたのかなと、そんなふうに思っております。

そういう中で、やはり税金は西郷村にとっては一番大事な財政でございます。やはり滞納者の公平性ということを見たときには、この税金の公平性をしっかりと見詰めて村政執行をしていかないと、これからは出るところばかりが多くなって、入るところがなくなったということになりますと、やはり村政が停滞するようなものになってくると思いますので、私はこの一部組合の市町村圏整備組合ですか、この組織については、私は大賛成でありますので、賛成討論とさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 反対討論ございませんか。

4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番藤田です。

議案第53号「白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更」の議案について、反対の立場で討論を行います。

今回の規約の変更は、白河地方市町村圏に滞納整理機構を設置して、税の滞納徴収強化を目的とし、滞納税金の回収を市町村から引き受けて地域で滞納徴収に当たるといことです。

滞納整理機構の要綱も明らかになっていない。滞納税の対象者範囲もわからず、村民の生活を他人に預けるわけにはいきません。滞納整理機構は、差し押さえによる取り立てを基本としており、滞納者の事情に配慮しない強引な取り立てが予想されます。

既に実施している自治体を見ると、初めは悪質な滞納者に対して厳正に対応していくためと言っておりますが、その後は全ての滞納者が案件として上がってきており、整理機構は、上がってきた案件を、滞納者の生活状況や営業状況、納税資力には全く配慮せず、相談にも応じず、問答無用で差し押さえをするという大変厳しい対応をしておると聞いております。また、今どきのサラ金の取り立てでもやらないような強引な取り立てをしているとか、役所に相談をして分納納付にしてもらっていたが、約束したお金はきちんと納めているにもかかわらず、ある日突然滞納整理機構に送ると通告され、その後、滞納整理機構から、3回で全部納めなければ差し押さえをすると通知が来たという事例がたくさん聞かれます。

差し押さえの対象は、土地、建物、給料、売掛金、自動車、家電製品などの国税徴

収法で認められたあらゆる財産となっております。私たちの生活は、消費税増税をはじめ相次ぐ社会保障費の値上げやガソリン等の高騰、物価の値上がり、安定しない雇用など、生活費に食い込む税金や社会保障費を払い切れなくなっております。納税者の生活状態を把握して、村民の具体的な困難に寄り添って納税できるような指導、サポートが今求められております。

村には、滞納徴収班があります。滞納者がどうにもならない状況をどう解決したらよいか、滞納を解決するのは徴収職員と滞納者本人であります。納税に向けてお互いに努力することが求められます。現在、県内では会津地方1か所のみで実施をしているだけです。白河地方で実施することは拙速であり、血も涙もない、このような滞納整理機構の設置には同意するべきではないことを申し上げ、反対討論いたします。

○議長（鈴木宏始君） 賛成討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第53号「白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

恐れ入ります。もう一度お願いします。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第4、議案第54号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第54号「平成26年度西郷村一般会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案の一括上程、質疑、討論、採決（議案第55号～議案第58号）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第5、議案第55号から日程第8、議案第58号まで、議案4件を一括して議題とします。

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
続いて、一括して討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより本4議案を一括して採決を行います。  
本4議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。  
よって、本4議案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第9、報告第1号に対する質疑を許します。  
(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
報告第1号「平成25年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について」は終わります。

◎報告第2号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第10、報告第2号に対する質疑を許します。  
(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
報告第2号「平成25年度西郷村事故繰越しに係る繰越計算報告について」は終わります。

◎報告第3号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第11、報告第3号に対する質疑を許します。  
(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
報告第3号「白河地方土地開発公社経営状況報告について」は終わります。

◎議案第59号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第12、議案第59号に対する質疑を許します。  
(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第59号「福島定住等緊急支援交付金(子ども元気復活交付金)平成26年度  
施工西郷村甲子高原こども運動広場新設工事請負契約について」、本案に対する賛成  
議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎西郷村農業委員会委員の推薦について

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第13、「西郷村農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

ここで、議長よりおはかりいたします。

議会推薦の農業委員は4人になりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

議会推薦の農業委員は4人と決定いたしました。

農業委員会委員候補者として、各常任委員会よりお手元に配付したとおり、室井清男君、小山田芳子君、後藤功君、佐藤富男君の推薦がそれぞれありました。

ここで1人ずつ採決を行います。

まず、室井清男君を推薦することについて採決を行います。

その前に、地方自治法第117条の規定により、16番室井清男君の退席を求めます。

[16番 室井清男君 退場]

○議長(鈴木宏始君) それでは、採決を行います。

農業委員会委員に室井清男君を推薦することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、農業委員会委員に室井清男君を推薦することに決定しました。

室井清男君の除斥を解きます。

[16番 室井清男君 入場]

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君に申し上げます。

農業委員会委員に室井清男君を推薦することは可決されたことを通知します。

続いて、西郷村大字小田倉字淵上53番地、小山田芳子君を推薦することについて採決を行います。

農業委員会委員に小山田芳子君を推薦することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、農業委員会委員に小山田芳子君を推薦することに決定いたしました。

続いて、後藤功君を推薦することについて採決を行います。

地方自治法第117条の規定により、14番後藤功君の退席を求めます。

[14番 後藤 功君 退場]

○議長(鈴木宏始君) これより採決を行います。

農業委員会委員に後藤功君を推薦することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、農業委員会委員に後藤功君を推薦することに決定いたしました。  
後藤功君の除斥を解きます。

[14番 後藤 功君 入場]

○議長(鈴木宏始君) 14番後藤功君に申し上げます。

農業委員会委員に後藤功君を推薦することは可決されたことを通知します。  
続いて、佐藤富男君を推薦することについて採決を行います。  
地方自治法第117条の規定により、15番佐藤富男君の退席を求めます。

[15番 佐藤富男君 退場]

○議長(鈴木宏始君) これより採決を行います。

農業委員会委員に佐藤富男君を推薦することに賛成議員の挙手を求めます。  
(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、農業委員会委員に佐藤富男君を推薦することに決定いたしました。  
佐藤富男君の除斥を解きます。

[15番 佐藤富男君 入場]

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君に申し上げます。

農業委員会委員に佐藤富男君を推薦することは可決されたことを通知します。

◎議案第60号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第1、議案第60号に対する質疑を許します。  
(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第60号「西郷村監査委員の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第2、議案第61号を議題といたします。

議案第61号については、13番高木信嘉君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により、13番高木信嘉君の退席を求めます。

[13番 高木信嘉君 退場]

○議長(鈴木宏始君) 追加日程第2、議案第61号に対する質疑を許します。



(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第61号「西郷村監査委員の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。  
よって、議案61号は原案のとおり可決されました。  
高木信嘉君の除斥を解きます。

[13番 高木信嘉君 入場]

○議長(鈴木宏始君) 13番高木信嘉君に申し上げます。議案第61号は原案のとおり可決されたことを通知します。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第14、請願・陳情に対する委員長報告であります。  
請願第2号に対する文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。  
文教厚生常任委員会委員長、藤田節夫君。

○文教厚生常任委員会委員長(藤田節夫君) 4番。

文教厚生常任委員会委員長、審査報告いたします。

本定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願1件につきましては、6月10日、本会議終了後、第二会議室におきまして委員全員の出席のもと委員会を開催し、内容を審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、請願第2号「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願につきましては、採択すべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

以上です。

○議長(鈴木宏始君) 委員長の報告が終わりました。  
委員長の報告に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎追加日程の一括上程（発議第4号及び発議第5号）

○議長（鈴木宏始君） ここで、発議2件が提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午後1時31分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時32分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました発議2件につきましては、日程第14の次に追加日程第3、発議第4号、追加日程第4、発議第5号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎発議第4号及び発議第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 追加日程第3、発議第4号は、先ほど採択されました請願に伴う意見書提出の議案でありますので、提案理由の説明を省略したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

続いて、追加日程第4、発議第5号「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出」について、提案理由の説明を求めます。

4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番藤田です。

発議第5号についてご説明をいたします。

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出についてであります。

提出の理由です。

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲の見直しを行わないよう国に対して要望するためです。

意見書の内容につきましてお話ししたいと思います。

内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきたが、集団的自衛権については、「行使できないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」（1983年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきた。

また、これまで政府は、憲法9条2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための最小限度の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」（1990年10月、工藤内閣法制局長官）として、武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきた。

よって、政府においては、日本の「自衛」とは無関係で、なおかつ海外で戦争をする国なる集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書提出先は、内閣総理大臣、総務大臣。

以上です。審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

発議第4号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後1時37分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時38分）

○議長（鈴木宏始君） 発議第4号「手話言語法」制定を求める意見書の提出について、賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発議第5号「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出」について、賛成議員の挙手を求めます。

(可否同数)

○議長（鈴木宏始君） 可否同数であります。

ここで、可否同数でありますので、議長採決ということになります。

ただいまより議長の採決を申し上げます。

議長の採決は可とすべきと申し上げますので、これは原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により議員の派遣について議会の議決を求めるものです。

おはかりします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第16から日程第20までの各委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては、議長に委任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理、訂正等につきましては、議長に委任いただくことに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして、平成26年第2回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時43分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年6月20日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

署名議員 南 館 かつえ

署名議員 藤 田 節 夫